

釜石市介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス A（基準緩和型）・
サービス B（住民主体による支援）について（案）

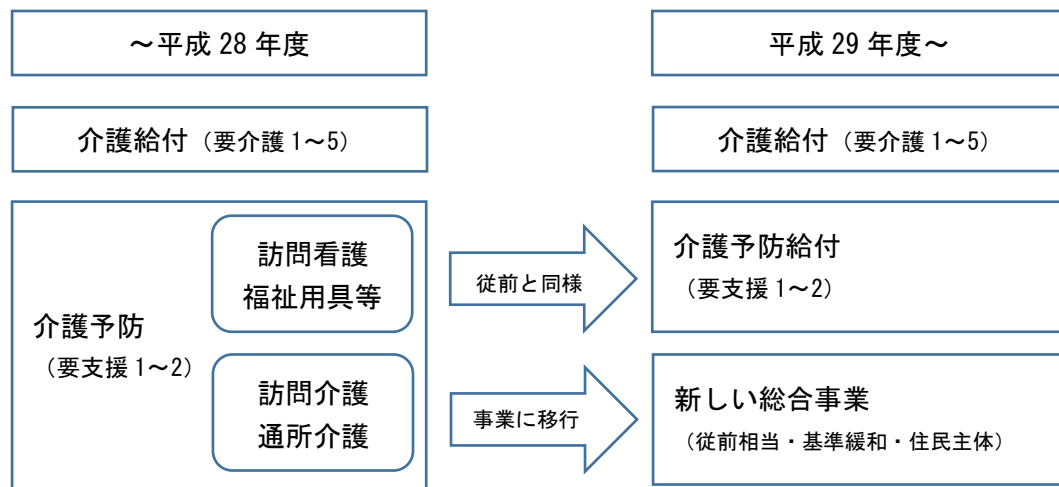
1 はじめに

介護が必要な度合いが比較的軽い要支援者の訪問型サービス及び通所型サービスは、平成 29 年度から従前の国の基準（サービス単価、人員基準、設備基準等）に基づく介護事業所によるサービスとそれ以外の、国の基準を緩和したサービス（サービス A）や住民主体によるサービス（サービス B）に移行になりました。

また、生産年齢人口が減少していく中で、介護人材の不足等によるサービス供給量が低下し、本来、介護サービスが必要となる重度の要介護の方々にサービス提供ができなくなるなど懸念されています。

「釜石市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」では、市町村の裁量によって制度設計可能な訪問介護及び通所介護の「国の基準を緩和したサービス（サービス A）」と「住民主体による生活支援サービス（サービス B）」について、平成 31 年度からのサービス提供開始を目標に掲げています。

■新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の構成



■総人口および年齢階層別人口の推移

(単位：人)

	平成 12 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 37 年
総人口	47,293	35,955	35,458	34,772	30,251
年少人口(0~14 歳)	6,107	3,675	3,557	3,434	2,809
総人口に占める割合	12.9%	10.2%	10.0%	9.9%	9.3%
生産年齢人口(15~64 歳)	28,838	19,333	18,886	18,310	15,939
総人口に占める割合	61.0%	53.8%	53.3%	52.7%	52.7%
高齢者人口(65 歳以上)	12,348	12,947	13,015	13,028	11,503
総人口に占める割合	26.1%	36.0%	36.7%	37.5%	38.0%

釜石市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画より抜粋

2 釜石市の総合事業のサービス類型（案）

- ① 従前相当サービスは、国の基準や単価などを用いて、同一の基準により継続実施。
- ② サービス A は、既存の指定事業者及び新規参入の事業者（指定事業者）により、従前相当サービスの基準を緩和して実施予定。
- ③ サービス B は、地域住民を主体に構成された団体（公募）に運営費補助金を交付して実施予定。

	① 従前相当	② サービス A (基準緩和)	③ サービス B (住民主体)
訪問型	事業者指定	事業者指定	公募・補助
通所型	事業者指定	事業者指定	公募・補助

3 参考資料

要介護認定者数の推移（第 1 号被保険者）

単位：人

	H27. 10	H28. 10	H29. 10	H30. 8
要支援 1	444	484	525	474
要支援 2	258	270	284	261
合計	702	754	809	735

総合事業（従前相当サービス）利用者数（H30 年度実績）

単位：人

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
訪問	135	140	138	137	131	127
通所	227	175	282	235	219	231

総合事業サービス提供事業者数（H30. 7 末現在）

- ・従前の訪問介護相当 8 事業者（市内）
- ・従前の通所介護相当 12 事業者（市内）